

株式会社田中屋株式及び 転換社債型新株予約権付社債の譲渡について

平成 18 年 4 月 28 日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、産業再生委員会の決定を経て、下記の対象事業者にかかる株式及び転換社債型新株予約権付社債の譲渡を行うこととしました。これにより、機構が対象事業者に対して持つ債権その他は一切なくなります。

1. 対象事業者の氏名又は名称

株式会社田中屋（平成 17 年 4 月、有限会社から株式会社へ改組）

2. 経緯

対象事業者につきましては、平成 16 年 12 月 8 日に株式会社産業再生機構法（平成 15 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項に規定する支援決定を行い、平成 16 年 12 月 24 日に法第 25 条第 1 項に規定する買取決定を行いました。

平成 17 年 4 月には、事業再生計画に沿って減増資が行われ、機構は 12 百万円の現金出資により議決権割合の 40%にあたる普通株式を取得していました。また、平成 17 年 11 月には、対象事業者が発行した転換社債型新株予約権付社債 24 百万円を額面発行価格にて引受けました。

機構は、対象事業者の事業再生を進め、その再生に一定の目処が立ったことから、対象事業者に対して保有する株式の譲渡のためのプロセスを進め、今般大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社（以下「大和 P I」という。）および対象事業者社員への譲渡の決定に至ったものです。本決定を受けて、ただちに譲渡先との間で譲渡に関する契約を締結し、本年 5 月末に株式譲渡を実行する予定です。また、併せて転換社債型新株予約権付社債についても、大和 P I へ譲渡を行う予定です。

（注）株式譲受会社概要は別紙の通りです。

3. 出資額等

機構は、対象事業者に対して、12 百万円の現金出資により、議決権割合の 40%にあたる普通株式を取得していました。今般、当該株式の全てを譲渡するものです。

4. 転換社債型新株予約権付社債

機構は、対象事業者が発行した転換社債型新株予約権付社債 24 百万円を額面発行価格にて引受けました。今般、当該転換社債型新株予約権付社債の全てについて額面にて大和 P I に譲渡する予定です。

5. 債権額等

機構は、対象事業者に対する元本 1,000 千円の債権を金融機関等から 22 千円で買取り、事業再生計画に沿って債権放棄（977 千円）を行った後の残存債権 23 千円について、平成 17 年 6 月に全額の弁済を受領済みです。

6. 主務大臣の意見

なし

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3 - 3 - 1 新東京ビル 9 階
株式会社産業再生機構 企画調整室
電話番号 03-6212-6437

(別紙)

株式譲受会社概要

大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社

住所 : 東京都千代田区丸の内1丁目8番1号
代表者 : 渡辺秀雄
設立 : 2001年10月1日
資本金 : 20億円
従業員数 : 90名
主な事業内容 : プライベート・エクイティ投資、不動産投資、金銭債権投資、
各種ファンド組成・運営(地域再生ファンド、企業再生ファンド等)
排出権関連投資、等